

笛吹市Net119及びメール119緊急通報システム運用要綱

令和8年1月28日
消防本部訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市Net119及びメール119緊急通報システム(以下「Net119等」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「Net119等」とは、聴覚、音声・言語機能等に障害を有する者が、保有するインターネット端末(インターネット機能を利用することができるパソコン、携帯電話及びスマートフォン等の通信機器をいう。以下同じ。)を利用して、消防機関への緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 Net119等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 聴覚、音声・言語機能等の障害により音声で会話をすることが困難である者で、市に在住、勤務又は通学するもの

(2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 Net119等を利用しようとする者は、別に定める笛吹市Net119及びメール119緊急通報システム利用規約に同意の上、次の各号のいずれかの方法により申請するものとする。

(1) Net119及びメール119緊急通報システム(登録・変更・廃止)申請書兼承諾書(別記様式。第6条において「申請書」という。)を記載し、提出する方法

(2) 保有するインターネット端末からNet119のウェブブラウザ上で登録者情報を入力し、送信する方法(Net119の申請に限る。)

(登録審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、山梨国中地域消防指令センターへ依頼することによりNet119等の利用登録者(以下「登録者」という。)として登録するものとする。

2 消防長は、前項の登録を行ったときは、登録した旨を登録者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1号又は第2号に準ずる方式により消防長に変更等を届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) インターネット端末を変更したとき。
- (3) 登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の登録を取り消すものとする。

- (1) 前条第3号の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。
- (3) 転出、死亡その他の事由により、第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 Net119等の利用料は無料とする。ただし、Net119等の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他のインターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、Net119等の運用に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。